

ゆたんぼの検査マニュアル

制定 昭和 52 年 3 月 29 日
一部改正 昭和 57 年 4 月 1 日
一部改正 2005 年 3 月 31 日
一部改正 2006 年 6 月 1 日
一部改正 2007 年 5 月 1 日
一部改正 2008 年 6 月 16 日
一部改正 2008 年 7 月 23 日
一部改正 2008 年 10 月 14 日
一部改正 2011 年 3 月 4 日
一部改正 2011 年 6 月 28 日
一部改正 2015 年 3 月 12 日
一部改正 2016 年 3 月 3 日
一般財団法人製品安全協会

この検査マニュアルは、「ゆたんぼの SG 基準」に基づいた検査を適切に行えるように定めたものであり、疑義が生じたときには当該関係者、一般財団法人製品安全協会（以下「協会」という。）、業務委託検査機関または必要に応じて専門部会の委員等の関係者によって検討するものとする。

以下、各項目に分けて検査マニュアルを定める。

適用範囲について

この基準は、あらかじめ水を封入しておき、その水を電子レンジ等で加熱するものや、冷凍庫や砕いた氷を入れて使用する水枕兼用品には適用しない。適用の可否について疑義が生じた場合は、当該関係者、協会、業務委託検査機関または必要に応じて専門部会の委員等の関係者によって検討するものとする。

形式分類について

B2 形及び C 形において、湯を入れた状態と比較して満水まで湯を入れた状態の体積の増加について疑義が生じた場合は、水を張った水槽等にゆたんぼ全体を沈めることにより確認することとする。

安全性品質について

1. (1)基準

イ.「仕上がりは良好」には、成形不良による使用上不具合が予見されるへこみや厚さの不均一がない状態を含む。

ロ.「ばり、とがり、まくれ等」の確認は、受金内部も含むものとする。

1. (2)基準確認方法

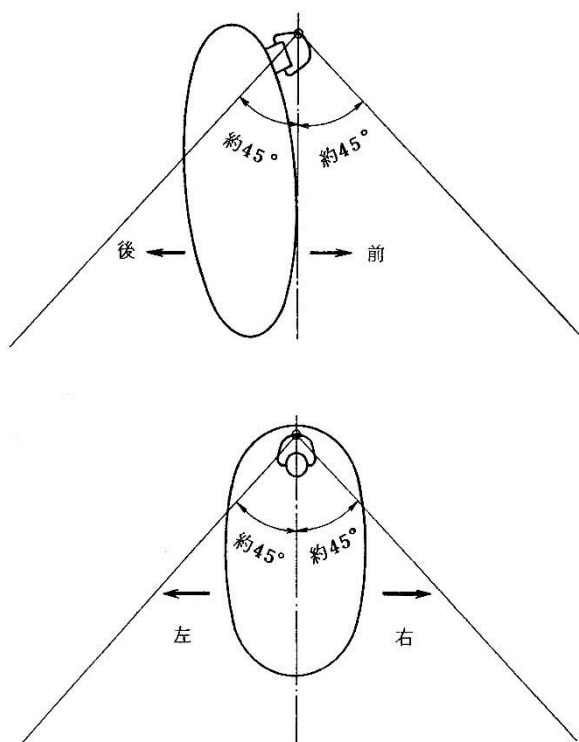
「円滑に開閉」とは著しい力を加えずに開閉できることをいう。

1. (3)基準確認方法

パッキンの厚さは、任意の 3 点をノギス等により測定し、いずれも 2.0 mm以上であること。

1. (4)基準

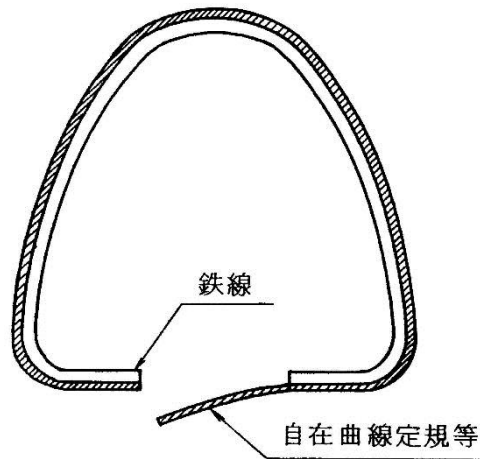
「容易に外れない構造」とは、ゆたんぼに常温の水を満水容量まで満たし、口金を締めした後、鉄線を自然につり下げた状態で、下図のように前後及び左右に各々20回振ったとき鉄線の先端が口金キャップから外れないことをいう。



1. (4)基準確認方法

イ. 鉄線の直径の測定は、できるだけ加工による変形の少ない部分の任意の 3 点をノギスにより測定し、いずれも 3.4 mm以上であること。

ロ. 全長の測定は下図のように自在曲線定規等により鉄線の全長を測りとり、この自在曲線定規等を直線状態に直してからスケールにより測定するものとする。



3. 基準確認方法

ゆたんぼを浸せきする容器の容量は 50 l以上とし、ゆたんぼは完全に水没する状態で 30 分間浸せきするものとする。

4. 基準確認方法

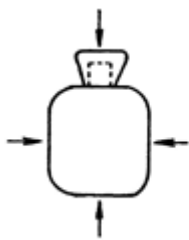
イ. A 型にあつては、口金の鉄線を粘着テープ等で本体に密着させた状態で試験を行うものとする。

ロ. 合板の厚さは 2 枚重ね合わせて約 30 mm としてもよいものとする。

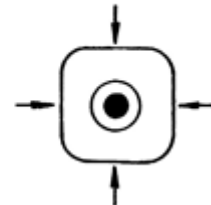
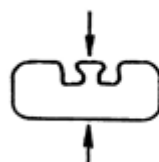
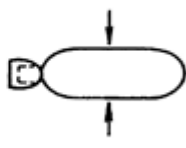
ハ. 合板は平坦なコンクリート床面上などに置くものとし、同質の合板又はこれより軟質のもので囲いをするなどして、落下したゆたんぼがコンクリート床などに当たらないようにして試験を行うこと。

ニ. 下図(1)及び(2)のような位置に口金又はせんがある形状のものについては、矢印の位置で落下させるものとする。

図(1)



図(2)



ホ. 附属のカバーは取除いて試験を行うものとする。

6. 基準確認方法

木板は 1,800N の荷重に充分耐え得るものを用いるものとし、上部の木板の端部の形状

は下図のようにその断面が板の厚さを直径とする半円状とし、底面の長さ、幅をもって木板の寸法とする。

また、下部の木板は長さ、幅ともゆたんぽと同じか少し大きいものを用いること。



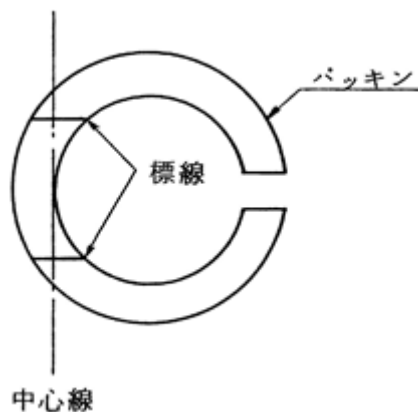
7. 基準

「25%に相当する気体を抜き取る」とは、標準状態（室温20℃、1気圧）における気体の体積を流量計で計測し、当該流量計の読みがゆたんぽの表示容量の25%に達した状態をいう。

8. (1)基準確認方法

試料を下図に示したように1箇所を切り離し、標線とそれに直角に交差する中心線を付ける。

長さの測定は標線と中心線の交点の距離を標線間距離とし、スケール等で測るものとする。



永久伸びの計算方法は次式のとおりとする。

$$\frac{t_2 - t_0}{t_1 - t_0} \times 100 = \text{永久伸び}(\%)$$

t_0 : 試験前の標線間距離(mm)

t_1 : 50%伸長時の標線間距離(mm)

t_2 : 除荷30分間放置後の標線間距離(mm)

8. (3)基準

黄銅製以外の材料の「同等以上の耐食性」は、協会及び業務委託検査機関並びに必要なに応じて学識経験者から構成される会議体をもって判定する。

8. (3)基準確認方法

「目視等」とは、黄銅製にあつては「目視」、それ以外の材料にあつては「材料の組成等を確認できる設備」により確認することをいう。

8.(4)基準確認方法

イ. (a)から(d)まで及び(g)において試験片はゆたんぼ本体上の互いに直交する2方向から3個ずつ採取することとする。なお、これらの試験片で行った試験結果に疑義が生じた場合は、更に2個ずつ採取することもできることとする。

ロ. ゆたんぼ本体内面にエンボス加工又はリフ加工があるものにあつては、当該試験片の主軸がエンボス加工又はリフ加工に平行及び直交方向になるようにし、原則として試験片の標線間にエンボス加工又はリフ加工が含まれぬよう採取する。やむを得ず試験片の標線間にエンボス加工又はリフ加工が含まれる場合には、当該エンボス加工又はリフ加工の位置は、できる限り掴み部に近い箇所とする。

ハ. (a)において前記イ及びロの規定に従い試験片の採取が困難な場合は、「ダンベル5号形」に代えて「ダンベル6号形」を用いることができることとする。

ニ. 各試験の測定値は中央値をもって判定することとする。

9. (1)基準

イ. 「布製カバー」が複数の異なった布で構成される場合には、直接使用者の皮膚に接触するカバー外表面で確認すること。

ロ. 申請者は検査機関(国又は自治体の試験検査機関若しくは民間検査協会)の衛生試験に合格した旨の証明書(試験成績書)の写しを提出するものとする。

9. (2)基準確認方法

附属品で安全性を損うと考えられ特に検討を要するものについては、専門部会又は検査マニュアル委員会で審議するため申請者又は業務委託検査協会は協会に諮問するものとする。

5. 表示及び取扱説明書について

1. 基準

(a)「容易に消えない方法」とは、手又は布でこすったとき、消滅又ははく離しない貼付、型

押し、刻印等の方法をいう。なお、貼付によるものであって貼付の消滅又は剥離に疑義が生じる場合には、水などで湿らせた手又は布で確認すること。

- (b) 「ゆたんぼ内部の圧力が上昇しないための措置を講じているもの、又は圧力を軽減する措置が講じられているもの」とは、50kPa から 100kPa までの間にゆたんぼ内部の圧力上昇が停止又は軽減の作動が開始し、かつ、ゆたんぼ内部の圧力上昇が停止するための機構を有するもの、又はそれと同等の効果を有するものをいう。以下、同様とする。
- (c) 上記の確認は、当協会が指定する者の試験成績書によって行う。

基準 1(5)

C形ゆたんぼにあつては、ゆたんぼを水平な定盤上に静置し、静かに水を注いで口まで満杯にしたときの容量と家庭用品品質表示法合成樹脂加工品品質表示規程（平成25年6月11日内閣府告示第136号）湯たんぼの項に規定する容量との差異が0%から-10%以内であることを確認すること。ただし、SG基準7.繰り返し耐久性試験（はじめの10回で確認する）においてゆたんぼ内部の圧力が1分以内に大気圧との差が3kPa以内になる機構を有するものにあつてはこの規定を適用しない。

2. 基準

イ. 「一般消費者が容易に理解できるもの」とは、次の各号をいう。

- (a) (2)(h)に定める「少なめの水」に相当する量の目安を記載すること。
- (b) 付属や市販しているゆたんぼカバーを使用すると低温やけどを防止/軽減できる旨や付属や市販しているゆたんぼカバーを使用すると低温やけどを防止/軽減に効果がある旨及び容量不足のまま使用しても差し支えない旨の記載がなされていないこと。

ロ. 前項の判定は、この検査マニュアルの別図を見本とし、そのレイアウト等がこの見本と大きく異なる場合には、協会及び業務委託検査機関並びに必要なに応じて学識経験者から構成される会議体をもって行う。

低温やけどに注意

低温やけどについて

低温やけどは、心地よく感じる程度（体温より少し暖かい温度）のものでも、皮膚の同じ部分が長い時間接触していると発生するやけどです。

熱いものに接触している皮膚の温度とやけどになるまでの時間はおよそ次のとおりです。

44℃では3時間から4時間

46℃では30分から1時間

50℃では2分から3分

（出典：山田幸生、「製品と安全第72号」低温やけどについて、製品安全協会）



低温やけどを防ぐために

・布団から出して使用する

布団が暖まったら、ゆたんぽを布団から取り出して就寝すると、**低温やけど**の危険性はありません。このような使い方をおすすめします。



・ゆたんぽの低温やけど対策用品を使う

低温やけど対策用品が市販されている場合には、それらを使うと**低温やけど**の防止には効果的です。

・一定時間ごとにゆたんぽの位置を変える

保護者や介護者など周囲の方がいる場合は、身体の同じ部位に触れ続けられないよう、時々、ゆたんぽの位置を変えてあげてください。

・厚手のタオルや布で包む

必ずしも**低温やけど**の防止には効果がありませんが、付属や市販しているゆたんぽカバーを使用し、その上から厚手のバスタオルや布で包むと、表面温度が下がるため、**低温やけど**を生じるまでの時間は長くなります。

低温やけどは皮膚の深いところまで達することがあります。万が一、**低温やけど**（皮膚の変色や痛み）が起きたときには、すぐに専門医の診断を受けてください。

〇〇〇〇（表示事業者名等）